

南相馬市地域防災計画 (概要版)

(素案)

南相馬市防災会議

目 次

.....	1	南相馬市地域防災計画とは.....	1
.....	1	1. 計画の目的.....	1
.....	1	2. 防災の基本方針.....	1
.....	2	3. 計画作成の背景と経緯.....	2
.....	2	4. 計画の構成と内容.....	2
.....	3	5. 災害の想定.....	3
.....	4	2 災害予防対策.....	4
.....	4	1. 災害に強いまちづくり.....	4
.....	5	2. 応急対策への備え.....	5
.....	5	3. 市民の防災活動の促進.....	5
.....	7	3 災害発生時の対応.....	7
.....	7	1. 市の応急活動体制.....	7
.....	7	2. 情報の収集・伝達.....	7
.....	8	3. 応援の要請.....	8
.....	8	4. 消火・救急・救助活動.....	8
.....	8	5. 避難対策.....	8
.....	10	6. 医療(助産)救護活動.....	10
.....	10	7. 生活の支援.....	10
.....	11	8. 応急住宅対策.....	11
.....	11	9. 要配慮者対策.....	11
.....	12	1.0 ボランティアとの連携.....	12
.....	12	1.1 大規模事故への対応.....	12
.....	12	4 災害復旧.....	12
.....	12	1. 施設の復旧.....	12
.....	12	2. 被災地の生活安定.....	12
.....	13	5 原子力災害対策.....	13
.....	13	1. 防護措置の流れ.....	13
.....	14	2. 緊急事態の区分と市の活動体制.....	14
.....	14	3. 情報収集事態・警戒事態の措置.....	14
.....	14	4. 施設敷地緊急事態の措置.....	14
.....	14	5. 全面緊急事態の措置.....	14
.....	15	6. 原子力災害避難計画.....	15

1 南相馬市地域防災計画とは

1 計画の目的

計画の目的

南相馬市地域防災計画(以下「本計画」)は、災害対策基本法第42条に基づいて、南相馬市防災会議が作成する計画です。本計画は、風水害、地震、津波、原子力災害等に対処するため、市、県、防災関係機関及び市民等が連携して災害対策を実施することにより、生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として作成されたものです。

南相馬市防災会議

地域防災計画の作成及びその実施、防災に関する重要事項の審議等を図るために、災害対策基本法に基づき設置されるものです。会議は、市長を会長として、市長が委嘱した国、県、市、消防機関、公共機関等の代表者から構成されています。

2 防災の基本方針

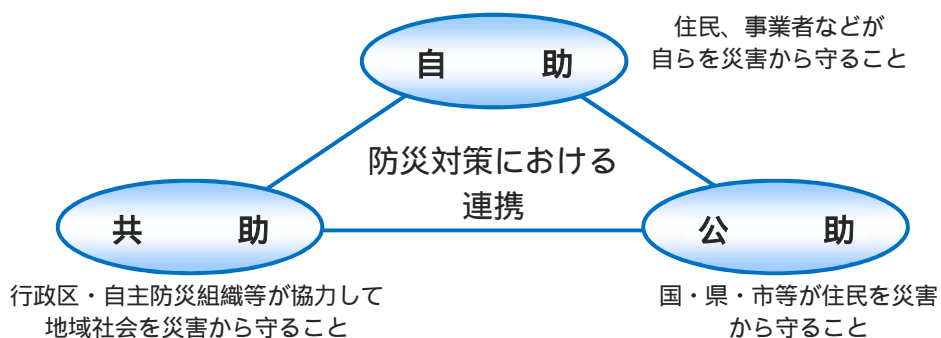
基本方針

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるとの認識のもと、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針としています。また、この基本方針のもと、次の個別の方針を掲げ、自助・共助・公助が一体となった地域防災力の強化に努めます。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 津波災害対策の充実 | 5 地域防災力の向上 |
| 2 実効性の高い原子力災害対策の推進 | 6 男女双方の視点に配慮した防災対策 |
| 3 初動体制の強化 | 7 要配慮者の支援 |
| 4 情報収集・伝達手段の機能強化 | |

自助・共助・公助の重要性

大規模災害では、市、消防、警察などの防災関係機関のみで、災害対策を行うことは困難です。防災関係機関のみならず、住民、行政区・自主防災組織・事業者等が中心となって、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」との考えに基づき、行動することが必要です。



3 計画作成の背景と経緯

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9の大地震で、巨大津波と多くの犠牲者の発生、行政機能の喪失、原子力発電所の事故、長期的かつ広域的な避難など、これまでの想定を超える被害と影響を及ぼしました。

本市においては、鹿島区で津波最大浸水深 15mを記録し、津波による全壊 1,165 世帯、地震による全壊 66 世帯など、4,532 世帯の住家被害が発生しました。さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、当初 20km 圏内に「避難指示」、30km 圏内に「屋内退避指示」が出され、平成 28 年 7 月 12 日の避難指示解除まで、長期的かつ広域的な避難生活を強いられることになりました。これらの教訓や国・県等による法令や方針も見直しを反映して、本市では、平成 25 年度に地域防災計画の見直しを実施しました。

しかし、その後も、平成 28 年熊本地震、平成 29 年九州北部豪雨、平成 30 年 7 月豪雨などが発生し、地震・津波だけでなく、頻発する風水害への備えも必要となっています。原子力災害に関しても、国の原子力災害対策指針の改定などが行われています。

本計画は、このような背景と経緯をもとに、市の地域特性を反映して作成したものです。

4 計画の構成と内容

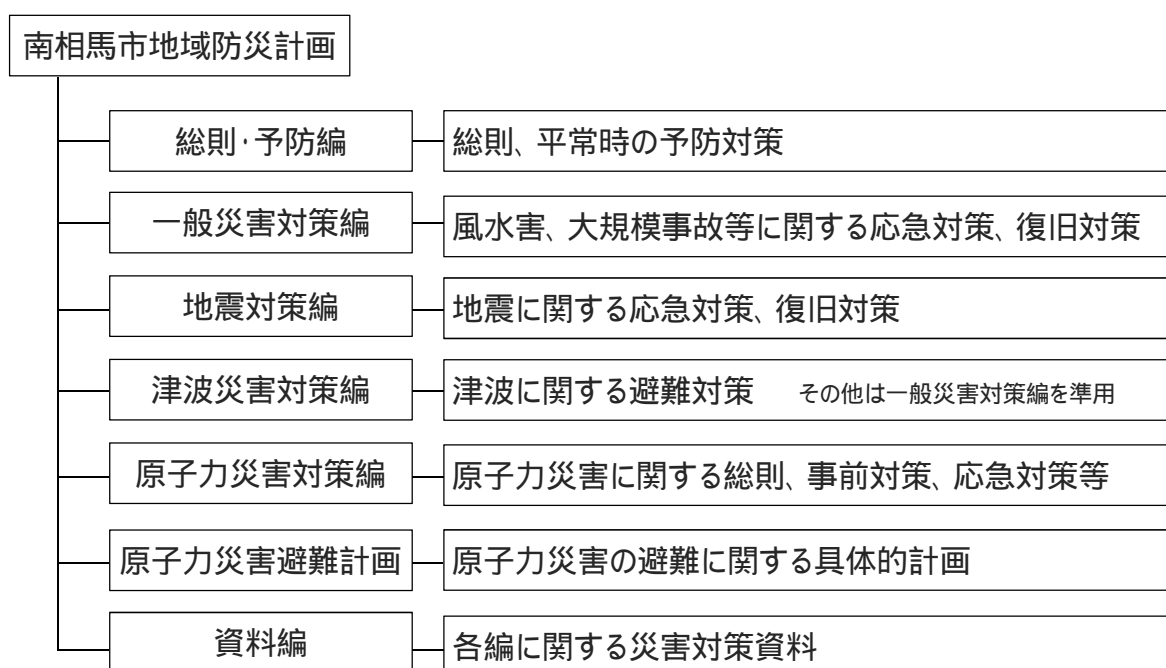
対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震、津波、風水害といった自然災害と、危険物等の流出、船舶・列車等の事故、原子力発電所での事故等、市民生活への影響や多数の死傷者が発生する事故を対象としています。

なお、武力攻撃等の危機管理事象への対応は、別に定める国民保護計画で対応します。

計画の構成

本計画は、計画の全体と平常時対策を定めた「総則・予防編」、災害の種類別に「一般対策編」、「震災対策編」、「津波災害対策編」、「原子力災害対策編」、「資料編」で構成されています。



5 災害の想定

風水害

真野川、新田川、太田川、小高川の浸水被害について、県が大雨を想定したシミュレーションを実施し、その結果をもとに、市は、浸水想定区域を示した洪水ハザードマップ(平成 26 年3月)を作成しています。

土砂災害

市域には、土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒特別区域、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所が指定されています。これらの箇所での斜面崩壊、地すべり、土石流等の土砂災害の発生を想定しています。

地震災害

地震は、福島県地震・津波被害想定調査(平成7年)から、本市に最も影響が大きい双葉断層を震源とする地震を想定しています。

この地震により、最大震度6強のゆれ、建物大破 3,650 棟、焼失 1,410 棟、避難者 11,294 人の被害が想定されています。

津波災害

津波は、東日本大震災による津波の浸水範囲を対象としています。

なお、県が平成 18・19 年度に実施した津波想定調査では、明治三陸タイプの地震津波で全壊 67 棟、半壊 201 棟、床上・床下浸水 938 棟が予測されています。

大規模事故

地震、風水害といった自然災害のほかに、海難事故、列車事故、林野火災、延焼火災、危険物施設の爆発・炎上等の大規模事故など、生活に大きな影響を及ぼす災害を想定しています。

原子力災害

廃止措置が決定された福島第一原子力発電所、及び運転を停止している福島第二原子力発電所において、重大な事故等が発生し、放射性物質又は放射線の放出による災害を想定しています。



洪水ハザードマップ(抜粋)

2 災害予防対策

1 災害に強いまちづくり

市街地の整備

市は、長期的な視野に立ち、津波防御施設による多重防御や避難路を整備し、災害に強く安全な都市構造への転換を図ります。

津波被災地等の復興まちづくり

津波被災地における海岸堤防のかさ上げ、海岸防災林、防災緑地、道路、鉄道など、複数の手法を組み合わせた「多重防御」による総合的な防災力が高いまちづくりを進める。



津波被災地の復興まちづくりのイメージ

出典：南相馬市都市計画マスタープラン(平成 30 年 3 月)

建築物の耐震化

市は、「南相馬市耐震改修促進計画」(平成 28 年 5 月)に基づき、建築物の耐震化率を平成 32 年度までに 95%とすることを目標として耐震化を促進します。

そのため、木造住宅の耐震診断や住宅の耐震改修の費用の一部負担や、建築相談窓口での相談などに努めます。

土砂災害対策

土砂災害の危険箇所には、法令に基づき、県が土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等の区域指定を行い、災害防止工事を実施しています。

市は、土砂災害警戒区域等の指定された地域に、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図ります。

津波災害対策

津波の浸水防止や津波の勢いを減衰させるために、県は防潮堤や河川堤防のかさ上げ、海岸防災林の整備を実施しています。また、市は、水門の遠隔操作や施設の点検など、施設管理を徹底させます。

要配慮者利用施設の避難体制の整備

高齢者、障がい者、乳幼児等防災施策において特に配慮を要する人を「要配慮者」といいます。

市は、土砂災害警戒区域や浸水想定区域にある要配慮者利用施設に対し、避難情報等の伝達体制を定めます。その一方、法令に基づき、その施設の管理者等は、避難確保計画を策定し、避難訓練を行うこととなっています。

火災の予防

危険物施設の安全対策は、法令に基づいてそれぞれの管理者が実施することになっています。消防本部は、消防法等に基づき立入検査、指導等を行い、安全対策を促進します。

なお、消防法に基づき、すべての住宅(寝室、階段等)に住宅用火災警報器を設置することが義務づけられています。

2 応急対策への備え

緊急避難場所・避難所の指定

市は、災害時の避難のために、法令等による一定の基準を満たす施設を緊急避難場所及び避難所として指定しています。指定した緊急避難場所・避難所は、ハザードマップ、市ホームページ等で周知しています。

緊急避難場所	・災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所 ・異常現象の種類ごとに指定
避難所	・危険性がなくなるまで間、又は自宅に戻ることができない避難者を滞在させるための施設

食料・生活物資等の家庭内備蓄

災害発生当初は、食料、生活物資等が届かないことが想定されます。

家庭及び事業所では、自助として、最低3日間、可能な限り1週間分の食料・物資・飲料水の備蓄が求められています。



公的備蓄

市は、家庭内備蓄の非常持ち出しができない避難者の3日分程度を目安として、萱浜地区の防災備蓄倉庫に食料・生活物資等の備蓄を行っています。備蓄の対象は、津波の想定避難者数9,000人、備蓄品は、食料、応急活動用資機材、飲料水、生活物資としています。

また、災害時には、食料・生活物資等が継続して調達できるよう、生産者、販売業者等との協定を締結し、調達体制を構築します。

消防団の強化

消防団は、地域防災力の要として重要な役割を担います。そのため、市は、消防団員の募集、消防資機材等の整備等、消防団の強化を図ります。また、消防団サポート事業として、消防団員が地域の支援が受けられるよう、サポート事業所認定の申請促進などに取組みます。

3 市民の防災活動の促進

防災知識の普及・啓発

災害発生時に的確な行動を行うためには、ふだんから危険箇所や避難場所等の防災知識を把握することが重要です。

市は、「市民防災マニュアル」(平成26年)、「津波・地震等ハザードマップ(市全域版・各区拡大版)」(平成26年3月時点)を作成、配布して、防災知識の普及・啓発を行っています。

これらは、市のホームページでも確認することができます。



自主防災組織の結成

地域で自主防災活動を推進するためには、自主防災組織を結成することが重要です。

市は、行政区単位で自主防災組織を結成するとともに、県等の主催するリーダー研修や自主防災活動促進事業への参加を促進するよう努めます。

なお、自主防災活動として、次の活動が求められます。

特に、訓練にあっては、消防署・分署、消防団と連携して、初期消火訓練、避難・誘導訓練、安否確認訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練といった内容の自主防災訓練を支援します。

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| (1) 自主防災計画(地区防災計画)の作成 | (4) 避難行動要支援者の確認 |
| (2) 防災知識の普及啓発 | (5) 防災訓練 |
| (3) 地域の安全点検(危険箇所、避難場所、井戸等) | (6) 資機材の整備、点検 |

防災訓練

市は、大規模な地震・津波、風水害が発生したことを想定して、防災関係機関をはじめ、市民、自主防災組織も参加する総合防災訓練を実施します。市民の方々は、この訓練に参加することにより、防災知識の習得や災害時の行動を確認することができます。



受援体制

大規模な災害が発生した場合、市だけでの対応は困難です。そのため、遠隔地の市町村等からの応援が受けられるように、協定の締結を進めます。

避難行動要支援者の支援体制

避難行動要支援者とは、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方をいいます。市は、避難行動要支援者の名簿を作成し、市関係課、民生委員・児童委員、社会福祉協議会や行政区等と、個人情報の保護に配慮しながら名簿を共有し、避難時の支援体制を構築します。

事業所の自主防災体制の構築

事業所は、従業員や顧客の安全確保、二次災害の防止を図るため、防災計画を策定するとともに、自衛消防隊を編成し災害に備えることになっています。

近年は、災害時の事業所の果たす役割を認識し、災害時に重要業務を継続することの重要性から事業継続計画(BCP)の策定が必要とされています。

3 災害発生時の対応

1 市の応急活動体制

市の配備体制

市は、災害が発生又はそのおそれがあるときは、災害対策本部を設置し必要な職員の配備を行います。また、警戒段階では本部設置前に警戒配備体制をとり、災害発生に備えます。

特に、地震・津波では、電話が不通となることが予想されるため、震度に応じて、職員の自動配備が決められています。

体制		基準
本部設置前	警戒配備体制	【風水害】気象警報、氾濫警戒情報、土砂災害警戒情報が発表されたとき 【地震】市で震度4の地震が発生したとき 【津波】津波予報区の「福島県」に津波注意報が発表されたとき
	第一非常配備体制	【風水害】特別警報、氾濫危険情報が発表されたとき 【地震】市で震度5弱・5強の地震が発生したとき 【津波】津波予報区の「福島県」に津波警報が発表されたとき
災害対策本部	第二非常配備体制	【風水害】全域にわたる災害のおそれ 【地震】市で震度6弱以上の地震が発生したとき 【津波】津波予報区の「福島県」に大津波警報が発表されたとき

災害対策本部の設置

市は、災害が発生したときは、市長を本部長とした災害対策本部を市役所に設置します。

2 情報の収集・伝達

情報の伝達

災害時には気象庁等から気象警報・注意報、津波警報・注意報、土砂災害警戒情報等が発表されます。市は、これらを防災行政無線や緊急情報メール(防災メール)等により、住民に伝達します。

特に、緊急情報は、全国瞬時警報システム(Jアラート)によって、自動的に防災行政無線が起動し放送する仕組みとなっています。



広報活動

市は、災害時には防災行政無線のほか、広報車、ホームページ、公式ツイッター、臨時の広報紙の配布等により、被災者支援等の情報を提供します。避難所、区役所には広報掲示板を設置します。また、市役所及び区役所に相談窓口を設置し、各種手続きや相談に対応します。

報道対応

市は、災害対策本部に共同会見場を設置し、情報を定期的に報道機関に発表します。

また、災害情報共有システム(Lアラート)を用いて、テレビ、ラジオを通じて、被害情報や避難勧告・指示(緊急)等の発令、避難所開設などの災害情報等を発信します。

3 応援の要請

自治体等への応援要請

市は、災害対策基本法や協定に基づき、県、市町村、国等の機関に応援を要請します。

また、消防本部は、相互応援協定や消防組織法に基づき、他の消防機関や緊急消防援助隊の応援を要請します。

自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生した場合、災害対策基本法に基づき、市長は知事に対し自衛隊の災害派遣要請を要求します。要求できないときは、直接、自衛隊の部隊に災害状況の通知をします。

市は、北新田第2運動場、馬事公苑を派遣部隊の受入場所としています。

協定団体・企業への応援要請

市では、企業や団体等とあらかじめ締結している協定により、各種団体、企業に応援を要請し、食料、生活物資、資機材、対策要員を確保します。

4 消火、救急・救助活動

消火活動

地震が発生したときに、複数の火災が同時に発生することが予測されます。消防署、消防団が主体となり消火活動を行います。まずは、市民、行政区、自主防災組織が協力して、初期消火を行うことが重要です。



救急・救助活動

倒壊家屋等の下敷きになっている人を発見したときは、行政区、自主防災組織が協力して、早期に救助活動を行うことが必要です。救助が困難な場合は、消防、警察、自衛隊が連携して救助活動にあたります。

5 避難対策

風水害時の避難活動

市は、台風等の接近による自主避難や、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令した場合は、先行して一部の緊急避難場所を開設し、避難者を受入れます。

その後、土砂災害や河川の氾濫等の危険がある場合は、「避難勧告」「避難指示(緊急)」を発令し、危険区域の住民に避難を促します。その場合は、災害の種別に応じて、安全な全ての緊急避難場所を開設します。

その後、自宅が被災し生活が困難な方を避難所に受け入れます。

地震時の避難活動

地震発生時は、家族、地域で安否や被害を確認後、自宅の被災や、延焼火災が発生した場合は、地域での誘導により緊急避難場所に避難します。その後、市は、自宅が被災し生活が困難な方を避難所に受け入れます。

なお、自宅に被害がなく、安全が確保されている場合は、できるだけ自宅で生活を続けます。

津波発生時の避難活動

強い地震を感じたり、津波注意報・警報が発表された場合は、各自で内陸又は安全な緊急避難場所に避難します。避難はできるだけ徒歩とし、やむを得ない場合は自動車を活用します。

避難勧告・指示(緊急)が解除された後に、安全な緊急避難場所へ誘導し、さらに、自宅が被災し生活が困難な方は避難所に受け入れます。

避難情報の発令

市長は、気象情報、津波情報等を基準として、次の避難情報を発表し、危険区域の住民の避難を促します。避難誘導は、原則として、行政区、自主防災組織が行うことを基本とします。

避難準備・高齢者等避難開始	避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に立退き避難を促す。その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することを促す。
避難勧告	避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告する。
避難指示(緊急)	急を要すると認めるときに、避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。
屋内での待避等の安全確保措置	土砂災害等について立退き避難をしそびれた者に、近隣の堅牢な建物等の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」を促す。

警戒区域の設定

市長は、危険を防止する必要がある場合は、警戒区域を設定して立入制限、立入禁止、退去を命ずることがあります。

避難行動要支援者の支援

避難に際しては、消防団、民生委員・児童委員、行政区、自主防災組織が中心となって、地域の避難行動要支援者の安否を確認し、避難誘導等の必要な支援を行います。

避難した後は、避難所での専用スペースを確保したり、福祉避難所を開設したり、福祉関係団体等と協力して巡回サービスや介護等、ニーズや生活環境に配慮した活動を行います。



避難所の設置・運営

避難所は、施設管理者又は市職員が開設します。避難所の運営は、行政区や自主防災組織等の住民組織を母体とした避難者による自治を基本とし、市職員等はその運営を支援します。

運営にあたっては、女性の参画により、男女のニーズの違いを反映した対策や、プライバシー、若年・高齢者等の意見が反映されるよう配慮します。

特に、女性に対しては、女性専用の仮設トイレ、更衣室、授乳室、物干し場等を設置します。

指定避難所以外の被災者支援

市は、在宅の被災者、車中・テントでの生活をしている被災者の所在を把握し、支援情報の提供や、避難所生活者と同様に食料、生活物資の供給を行います。

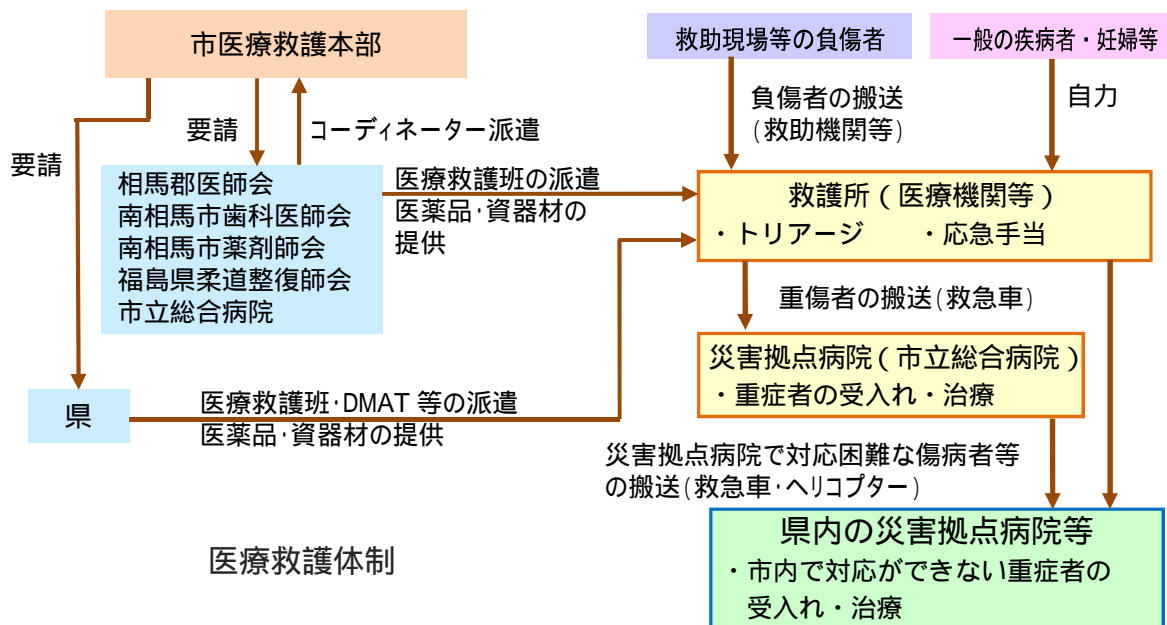
6 医療（助産）救護活動

医療救護体制

多数の傷病者が発生したときは、災害対策本部に医療救護本部を設置し、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び市立総合病院等と連携して、医療救護班の出動を要請し、トリアージ、応急手当などを行います。

また、県が組織する医療救護班、災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣を要請します。

傷病者は、市内の医療機関(入口付近)に救護所を設置して対応し、重症者は、災害拠点病院である市立総合病院、その他の災害拠点病院に搬送します。



避難所での健康管理

市は、避難者の健康を管理するため避難所に救護所を設置し、巡回医療を実施します。

また、県保健福祉事務所と連携して、インフルエンザ・食中毒等の感染症予防、エコノミックラズ症候群等の予防、心のケア等を行います。

7 生活の支援

飲料水の供給

水道が断水したときは、断水地区の医療施設、医療救護所、要配慮者利用施設等を優先して給水を行います。断水世帯の住民は、家庭内備蓄の飲料水や市が確保したペットボトルで対応します。その後、給水拠点を設定して、給水車により住民が持参したポリタンク・バケツ等に飲料水を供給します。

食料・生活物資の供給

災害発生直後は、食料や生活物資の調達・供給が困難なため、家庭内備蓄を活用することを基本とします。市は、家庭内備蓄を持参できなかった被災者に市の備蓄を供給します。

その後、協定等に基づく要請、救援物資、自衛隊の炊き出し支援等により、食料、生活物資を確保し供給します。

救援物資の受け入れ

調達した食料・生活物資や全国から寄せられる救援物資は、集積拠点を開設し受入れます。大量の物資を集積する場合は、民間物流事業者に施設の活用や配送作業等を委託します。

廃棄物処理

断水のため水洗トイレが使えなくなる場合は、避難所に仮設トイレを設置します。

倒壊した住宅のがれき、畳や電化製品等の災害廃棄物は、仮置場を設置して分別処理やリサイクルを行い処分します。

8 応急住宅対策

応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅は、災害救助法が適用されるなど大規模な災害が発生したときに、県により公園等の空地に建設されます。

規模の小さい災害や、仮設住宅の建設では需要に対応できない場合は、民間住宅の借上げや公営住宅の空家を供与、あっせんします。

住家の被災認定調査・罹災証明

市は、罹災証明書を発行するために、被災住家の被害認定調査を行い、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、被害なしに認定します。また、市役所、区役所で罹災証明書を発行します。

火災による被害の証明は、消防署で発行します。

被災建築物の応急危険度判定

大規模な地震により建物が被災したときは、余震によって建物が倒壊するおそれがあります。このような二次災害を防ぐために、応急危険度判定を実施します。判定結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分して、建物入口付近にステッカーで表示します。



応急危険度判定のステッカー (全国被災建築物応急危険度判定協議会ホームページより)

被災宅地の危険度判定

造成宅地では、地震や大雨によって地盤に亀裂等が生じることがあります。このような二次災害の危険を防ぐために、宅地の危険度判定を実施します。危険がある場合は、避難や危険区域への立入規制等の措置をとります。

9 要配慮者対策

避難所での支援

市は、要配慮者への福祉サービスを再開できるよう、避難所で要配慮者の把握調査を実施し、必要な支援を行います。

施設への入所等

避難所で生活が困難な要配慮者は、協定等に基づき、社会福祉施設に緊急入所を行います。また、生涯学習センター等の公共施設を福祉避難所に指定し、受け入れます。

10 ボランティアとの連携

ボランティアセンターの設置

災害発生時には、多くのボランティアが集まり、被災地の復旧に大きな力を発揮します。

南相馬市社会福祉協議会は、原町区福祉サービスセンターにボランティアセンターを設置し、県のボランティアセンター等と連携して災害ボランティアを受け入れます。

ボランティアセンターの運営

南相馬市社会福祉協議会は、ボランティアの受入れ、ボランティアニーズの把握、活動のコーディネート、情報提供等の運営を行います。また、被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開します。

11 大規模事故への対応

大規模事故への対応は、基本的に第1に事故の原因者、第2に消防、警察及び事故を所管する市の担当が実施します。事故による被害が甚大な場合や生活に影響がある場合は、災害対策本部を設置して、情報収集、避難、救援・救護等に当たります。

4 災害復旧

1 施設の復旧

施設が被災した場合には、「公共土木施設災害復旧費国庫負担法」や「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及びその他の法律による財政援助を受けて災害復旧事業を推進します。

2 被災地の生活安定

被災者の支援

住民が一刻も早く自力で生活ができるよう、市、県、関係機関は、災害見舞金などの支給、生活資金の貸付、税の減免など、各種法令、条例に基づく各種支援、義援金の配分、職業のあっせんなどを実施します。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 義援金の募集・受付・配分 | (4) 被災者生活再建支援金の支給 |
| (2) 職業のあっせん | (5) 災害弔慰金の支給 |
| (3) 租税等の税の減免・徴収猶予 | (6) 生活援護資金の貸付 |

事業者への支援

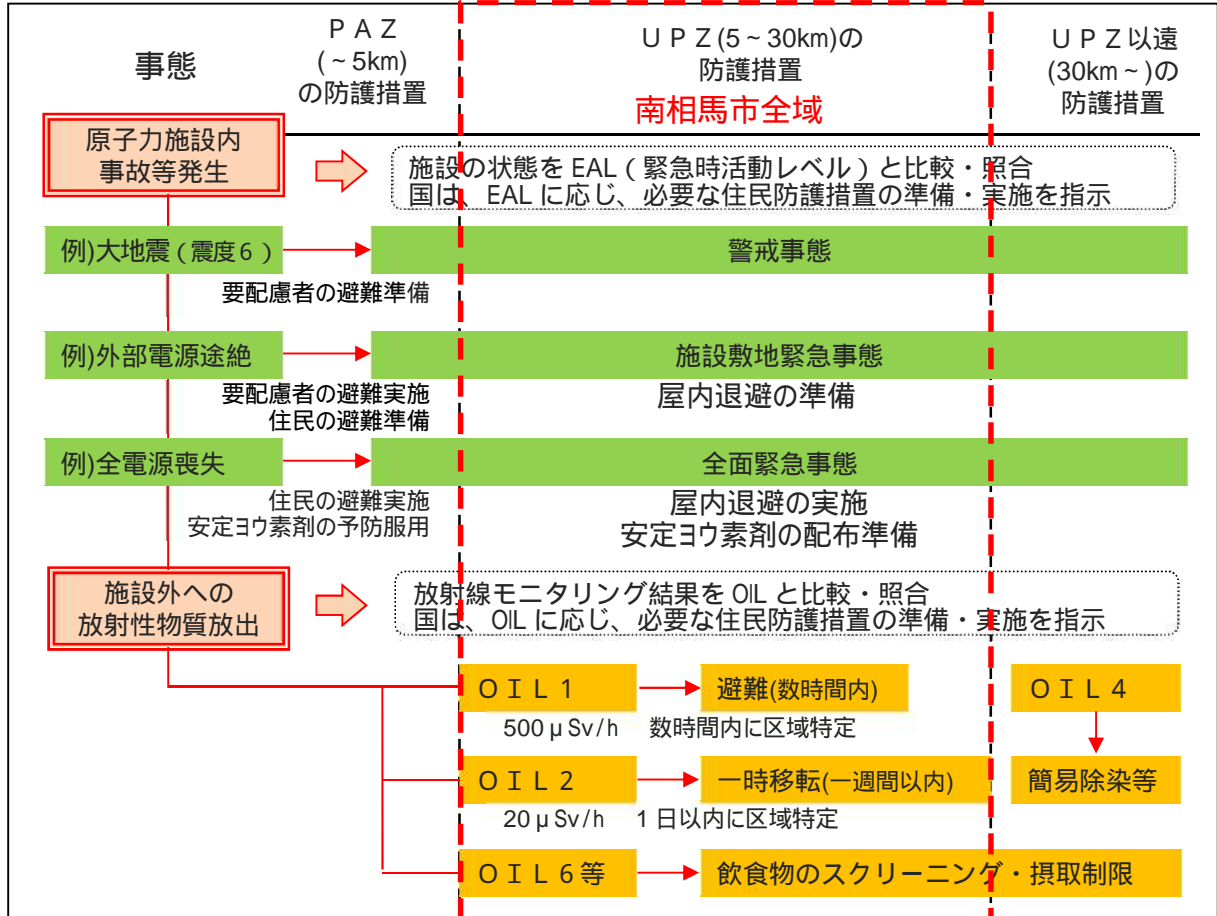
市、県、及び金融機関等は、災害により被害を受けた農林漁業者、中小企業等の事業者に対し、施設の復旧や経営維持に必要な資金の融資を行います。

5 原子力災害対策

1 防護措置の流れ

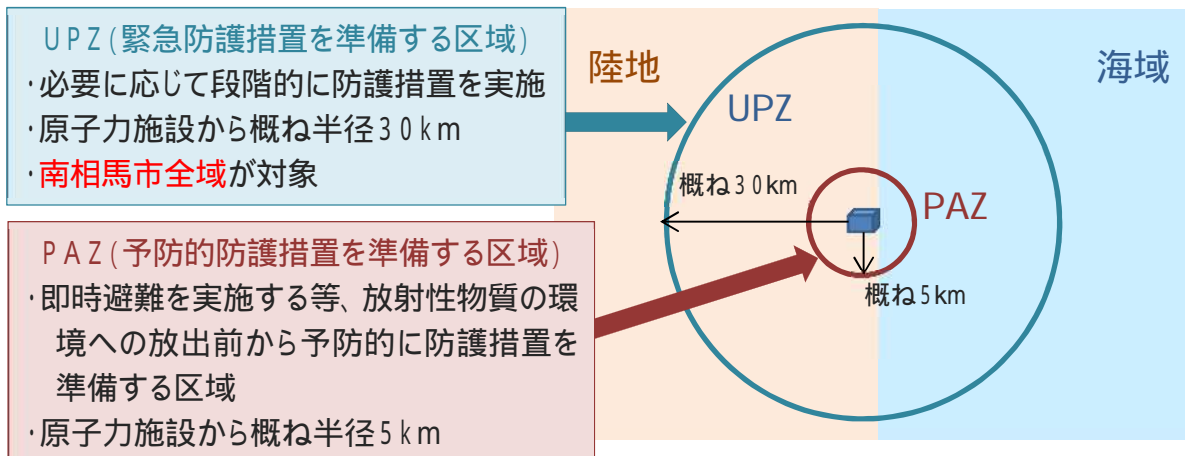
防護措置のイメージ

防護措置は、次の流れで行われます。



原子力災害対策の重点区域

原子力災害対策を行う重点区域として、PAZとUPZの範囲が、県地域防災計画で定められています。本市には、PAZに含まれる区域はありませんが、UPZに市全域が含まれています。



OIL

防護措置を実施する判断基準として、緊急モニタリング等による空間放射線量率によって定められた運用上のレベルです。

2 緊急事態の区分と市の活動体制

市の活動体制

市は、国、県、原子力業者から、緊急事態に関する通報等を受けた場合、次の体制をとります。

市の体制	緊急事態の区分	基準
準備体制	情報収集事態	・震度 5 強(原発立地自治体で震度 5 弱～5 強)
原子力災害 警戒本部体制	警戒事態	・警戒事態発生 of 通報があった場合 ・市長が必要と認めた場合
原子力災害 対策本部体制	施設敷地緊急事態	・施設敷地緊急事態 of 通報があった場合 ・発電所の事故により原災法第 10 条に定める特定事象発生 of 通報があった場合 ・市長が必要と認めた場合
	全面緊急事態	・全面緊急事態 of 通報があった場合 ・内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合 ・市長が必要と認めた場合

原子力災害対策本部の活動

市は、全面緊急事態 of 通報、緊急事態宣言が発出された場合、又は市独自の判断により、屋内退避等の防護措置を実施します。

3 情報収集事態・警戒事態の措置

情報収集事態の場合、市は、情報収集を行います。

警戒事態発生時の場合、PAZ 内の要配慮者の避難準備を行うことが基本となります。市域に PAZ が含まれていませんので、この段階では情報収集を継続します。

4 施設敷地緊急事態の措置

施設敷地緊急事態の場合は、PAZ 内の要配慮者の避難及びその他の住民の避難準備が行われます。

市は、この段階で、国の指示又は市の判断により、住民へ屋内退避の準備を促す情報を防災行政無線等で伝えます。

5 全面緊急事態の措置

屋内退避の勧告・指示

全面緊急事態の場合には、PAZ 内の住民避難及び UPZ 内の屋内退避が行われます。

市は、国からの屋内退避、避難の指示により UPZ 内の住民に屋内退避の実施、防護措置の準備をするよう勧告・指示します。

また、必要に応じその他の区域の住民に対し、屋内避難を行う可能性があることを喚起します。さらに、事態の規模、時間的な推移に応じて、国からの予防的防護措置の指示により、住民に対する屋内退避又は他地域への避難の勧告・指示を行います。

避難勧告・指示の伝達

市は、防災行政無線、広報車、緊急情報メール(防災メール)等により、住民に伝達します。また、戸別訪問、避難所における確認等により、避難状況を確認します。

屋内退避

屋内退避の指示が発令された場合、自宅に戻るか、近くの公共施設に退避します。

退避中は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、公式ツイッター等で屋内退避に関する留意事項や必要な情報を提供します。

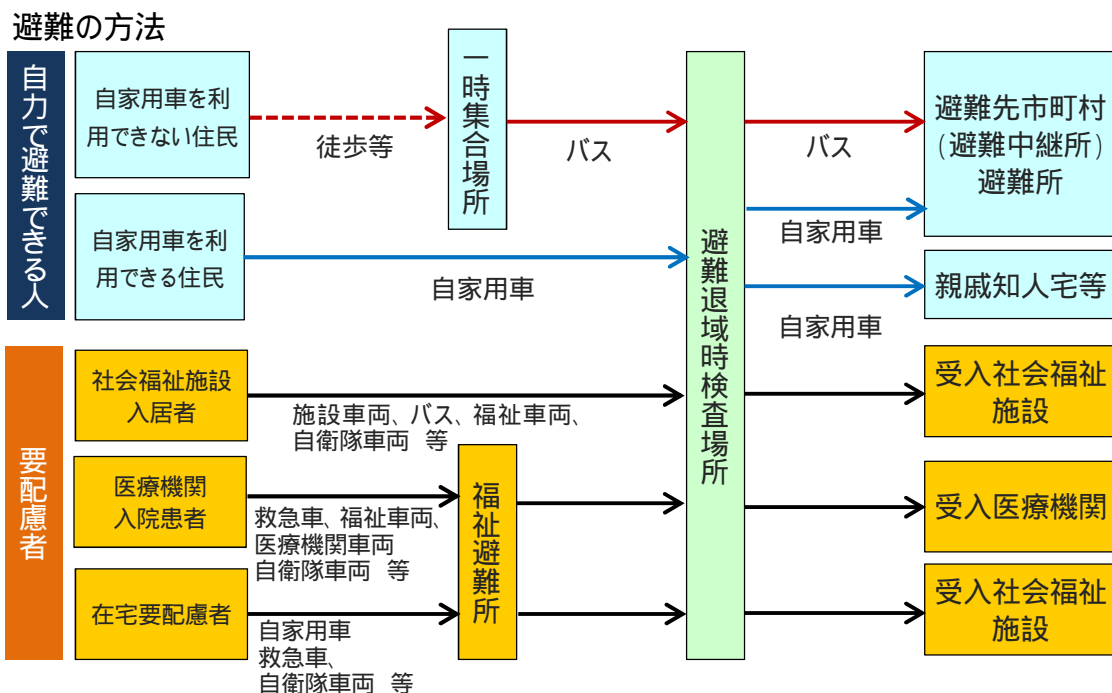
6 原子力災害避難計画

市は、国からの指示等により市外へ避難する場合に備え、「福島県原子力災害広域避難計画」に基づいて、具体的な「原子力災害避難計画」を定めます。

避難方法

避難の指示が発令された場合、自家用車を利用できない住民は、行政区ごとに指定された一時集合場所に集合してバス等による集団避難を行います。一時集合場所までは、市職員、消防署員、消防団員、警察官の誘導のもと、原則、徒歩で避難します。

自家用車を利用できる住民は、そのまま避難先まで自家用車で避難を行います。



避難先市町村

南相馬市の避難先は、福島県広域避難計画により、次の市町村が割り振られ、行政区ごとに避難施設が具体的に定められています。

避難先市町村

福島市、郡山市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、大玉村、新地町



なお、県は複合災害などの発生により、避難を予定していた避難先市町村で受け入れができない場合には、他都道府県等と調整のうえ、避難先を確保します。

その他の避難先

県内避難先が複合災害等により使用できない場合には県外避難先へ避難しますが、県外避難先については、市において災害時相互応援協定を締結している自治体等と調整を行います。

避難所等

市は、県と連携して、指定避難所及び避難退域時検査等の場所を開設します。避難所での生活にあたっては、その他の災害と同様に、良好な環境づくりに努めます。

南相馬市地域防災計画 概要版

平成31年 月発行

事務局：南相馬市復興企画部危機管理課

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地